

3 医安第 754 号
令和 3 年 9 月 21 日

一般社団法人愛知県病院薬剤師会会長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

麻薬の管理の徹底について（通知）

日頃から、本県の医薬安全行政に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、麻薬業務所における麻薬等の管理につきましては、「麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）」（以下、「法」という。）に基づき実施していただいているところですが、本県における麻薬業務所からの麻薬事故届出件数は、別添資料のとおりです。

その中には、麻薬を紛失するなど麻薬管理者による管理が十分実施されていない事例の他に、適正な手続きを行うことなく麻薬を廃棄した事例、麻薬診療施設が移転した際に麻薬管理者免許の新規申請を失念していた事例、誤調剤により交付した麻薬を麻薬処方箋に基づくことなく交換した事例、麻薬施用者免許番号が記載されていない麻薬処方箋に基づき麻薬を交付した事例など法違反となる事例も見受けられます。

つきましては、「医療機関及び薬局における麻薬・向精神薬・覚醒剤原料取扱の手引き」（<https://www.pref.aichi.jp/iyaku/tebiki/mayaku.html>）及び別添のチラシを御参照いただき、麻薬の適切な管理の再確認及び実施について徹底していただくよう貴会員への周知に御配慮ください。

なお、麻薬の所在不明、盗難及び法違反等必要があると認められる場合には、麻薬取締員等の関係職員による麻薬業務所への立入調査等を実施することがありますので、御承知いただくとともに、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

担 当 生活衛生部医薬安全課
毒劇物・麻薬・血液グループ
電 話 052-954-6305（ダイヤルイン）

麻薬等の事故届について

(表1) 麻薬・向精神薬・覚醒剤原料事故届出件数

	麻薬	向精神薬	覚醒剤原料	計
平成27年度	518	12	4	534
平成28年度	557	8	6	571
平成29年度	576	13	13	602
平成30年度	579	9	13	601
令和元年度	570	0	6	576
令和2年度	582	7	4	593

(注) 麻薬事故届は、令和元年度より増加。
令和2年度の覚醒剤原料事故のうちわけは、流失2件、所在不明1件、誤施用1件。

(表2) 麻薬事故届の免許種類別届出件数

	施用・管理者	小売・卸売業	研究者	計
平成27年度	499	18	1	518
平成28年度	545	11	1	557
平成29年度	554	22	0	576
平成30年度	567	12	0	579
令和元年度	555	14	1	570
令和2年度	569	12	1	582

(注) 免許種類別にみると麻薬施用・管理者からの届出件数が多いが、その内訳は、患者の自己抜去による流出や注射剤の落下による破損等が多い。

(表3) 麻薬事故届の事由別届出件数

	滅失		盗取	所在不明	その他				計	
	破損	流出			誤廃棄	廃棄違反	誤調剤・誤施用	中途剥離		
平成27年度	159	296	6	8	49	16	6	19	8	518
平成28年度	142	340	1	14	60	22	9	16	13	557
平成29年度	157	336	5	10	68	29	13	10	16	576
平成30年度	123	398	1	9	48	20	5	13	10	579
令和元年度	117	402	0	7	44	21	6	10	7	570
令和2年度	131	383	0	8	60	20	4	20	16	582

(注1) 「誤廃棄」とは、術後の施用残麻薬や処方変更等により不要になった麻薬を麻薬管理者が他の職員立会いの下、廃棄しなかった事例(平成12年3月31日付け医薬発第371号通知)。

(注2) 「廃棄違反」とは、期限切れや誤調剤した麻薬等をあらかじめ愛知県知事に届け出て、愛知県職員の立会いの下、廃棄しなかった事例(麻薬及び向精神薬取締法第29条)。

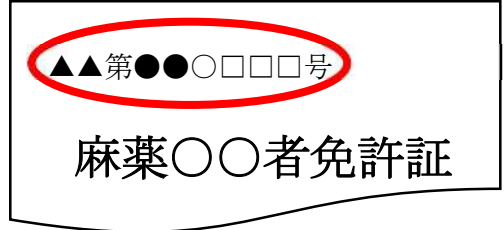
麻薬処方せんには、免許番号の記載が必要です

麻薬処方せんの記載不備（記載漏れ・有効期間の終了した免許番号の記載等）、麻薬免許のない医師による麻薬処方せんの発行などの麻薬及び向精神薬取締法違反事例が発生しています。

来年（2022年）は、20・21・22 から始まる免許番号が有効です。

※免許番号の最初の2桁は、有効期間の始期（西暦）下2桁と同一です。

麻薬処方せんを受け付けた際は、患者住所・麻薬施用者の記名押印又は署名・麻薬免許番号が記載してあることを必ず確認するとともに、有効期間の終了した麻薬免許番号でないことを確認してください。



偽造処方せんにご注意ください!!

カラーコピーなどの偽造処方箋が薬局へ持ち込まれる事例が発生しています。

受け付けた処方せんに不審な点がある場合は、医師に疑義照会し、疑義を確認した上で、調剤を開始してください。

また、直ちに照会が不能な場合、当該麻薬処方せんを預かった上で、後刻来店を要請するなどの対応で不正を防止するようにしてください。

偽造処方せんと判明した際には、すみやかに県（警察・医薬安全課又は管轄の県保健所）に連絡してください。

《偽造処方せんを見分けるポイント》

- ・用紙サイズが異なっていないか。（通常より大きい・小さい、余白が不均一、斜めに印刷等）
- ・用紙の周囲は直線か。（ハサミで切ると、ギザギザになる等ゆがむことがある）
- ・印刷面に不自然な汚れ・線、とぎれなどがいないか。
- ・正規処方せんに比べ、処方医の印影が暗くないか。裏面に押印のインクの浸透はあるか。
- ・患者の挙動に不審な点はないか。

＜よくあるご質問＞

◆期限切れの麻薬を廃棄したいです。

→期限切れの麻薬を廃棄する際は、あらかじめ提出窓口の予約を取り、麻薬廃棄届と廃棄する麻薬及び帳簿を持参し、県職員立会のもと廃棄してください。

◆誤調剤した麻薬を患者へ交付してしまいました。

→速やかに患者等へ連絡し、状況を確認の上、回収してください。回収した麻薬は麻薬廃棄届による廃棄手続きを行ってください。また、一部でも服用した場合は麻薬事故届を提出してください。

なお、誤調剤により交付した麻薬を麻薬処方箋に基づくことなく交換することはできません。麻薬を交付する場合は、新たな麻薬処方せんの交付を受け、調剤してください。

◆役員の変更がありました。届け出は必要ですか。

→令和4年4月1日より、業務を行う役員の変更届が必要となります。

○麻薬関係事務手続き

		病院・診療所・動物病院等麻薬業務所			麻薬小売業者 開設者
		開設者	麻薬管理者	麻薬施用者	
麻薬業務所の移転 (県内に限る)		注2) 所有量届等	免許申請+ 業務廃止届	変更届	免許申請+ 業務廃止届、 注2) 所有量届等
麻薬業務所の 開設者変更	名称変更有	注2) 所有量届等	免許申請+ 業務廃止届	変更届	
	名称変更無			届出等不要	
麻薬業務所の名称変更		届出等不要	変更届	変更届	変更届
麻薬管理者・施用者の 氏名・住所変更			変更届	変更届	

注1) 所有量、変更及び廃止届は事由発生後 15 日以内に提出してください。

注2) 廃止に伴い、他の麻薬取扱者に麻薬を譲渡した場合は、麻薬譲渡届を提出してください。

○麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記入例

品名 MSコンチン錠 10mg

年月日	受入		払出	残高	備考	
	卸売	患者				
R3.10.1				10	前帳簿から繰越し	日付は譲渡証の日付 備考に実際の到着日
R3.10.1	100			110	〇〇会社から購入 製品番号 12346 納入日：R3.10.2	調剤済麻薬を患者や その遺族から譲渡され た時、廃棄する場 合は残高に加えず() で記載
R3.10.2			18	92	〇山△夫 (カルテ No.123)	
R3.10.3		(15)		92	〇山△夫 (カルテ No.123) より返納 R3.10.3 15 錠全て廃棄 立会者署名 R3.10.23 調剤済麻薬廃棄届出	期限切れ麻薬など は、あらかじめ届出 て廃棄
R3.10.31			10	82	陳旧のため廃棄 R3.10.23 麻薬廃棄届提出 立会〇〇保健所 △山◇男 印	所在不明等の事故 は、速やかに届出
R3.11.1			1	81	1 錠所在不明 R3.11.2 事故届提出	

※帳簿の訂正は、管理者が二本線で抹消して訂正印を押印し、その脇に正しい文字等を記載すること。

※大量バイアルを分割して施用する場合には、別口座を設けて、バイアル (V) での管理から mL での数量管理を行い、患者ごとに麻薬帳簿に記載すること (品名、剤型、濃度別に分ける)。

※液剤の秤量誤差や自然減量により帳簿を訂正する場合は、管理者とその他の者の2名立会で記名押印すること。

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料の管理は、手引きを参考にしてください。

「医療機関及び薬局における麻薬・向精神薬・覚醒剤原料取扱いの手引き」

愛知県 麻薬 手引き

検索

